

2018 (平成30) 年度学会日誌

5月19日 (土) 春季大会 (於 早稲田大学)

午前11時30分～午後12時30分

理事会 (於 早稲田大学 戸山キャンパス39号館6階第7会議室)

- 議題1. 2017年度収支決算
2. 2018年度予算
3. 大会運営委員会報告
4. 編集委員会報告
5. 役員人事
6. 国際モンゴル学会アジア大会の準備
7. 活動計画
8. その他

午前10時00分～午後5時40分

大会 (於 早稲田大学 戸山キャンパス36号館3階382教室〔通称AV2〕)

開会の辞 会長

第1部 研究発表 (発表順、敬称略)

1. ホリロ／郝日楽 (東京外国語大学大学院総合国際学研究科博士後期課程)

「モンゴル語オラド方言の副動詞接辞 -sAAr の機能について」

HAORILE (Graduate School of Global Studies, Tokyo University of Foreign Studies)

“The Function of Converb Suffix -sAAr in the Urad Dialect of Mongolian”

本発表では、モンゴル語オラド方言における副動詞接辞 -sAAr の機能について考察した。その際には、特に条件を示す機能に注目し、その機能を詳しく記述することを目指した。

従来の研究では、モンゴル語の副動詞接辞 -sAAr は継続副動詞接辞と呼ばれ、動作や状態の継続、または「～してすぐ」「～して以来」などの時間を表す用法があるとされている。しかし、チャハル方言、オルドス方言、バーリン方言、ホルチン方言などの内モンゴル地域のモンゴル語の先行研究では条件的用法も言及されている。オラド方言における副動詞接辞 -sAAr の条件的用法を調査したところ、反事実条件、仮説条件、反復条件、一般条件、事実条件のすべての条件文に用いられている。反事実条件、仮説条件が典型的な条件文であるとしたら、反復条件、一般条件、事実条件は条件よりも時間や原因、理由などを表す文であると考ええる。オラド方言における副動詞接辞 -sAAr は継続の意味のほか、条件的用法、時間節的用法もしくは理由などの用法を併せ持っている結論付けた。特に仮説条件の用法では、モンゴル語の典型的な条件副動詞接辞 -bAl よりも使用頻度の高い条件副動詞形になっていると考ええる。

他方、今回の調査で分かってきたことであるが、元来の機能であった「継続用法」は、同じ形を繰り返すか、助動詞 *bAi-* を伴ってしか用いられなくなっている。したがって、オラド方言においては継続用法の衰退と条件用法の発達とは連動しており、副動詞接辞 *-sAAr* の機能は「継続」を表す機能から「条件」を表す機能へとシフトしつつあると考えられる。副動詞接辞 *-sAAr* の条件的用法に関して、モンゴル語のほかの諸方言での振る舞いの確認やその用法が内モンゴル地域の諸方言で広く使用されている原因も含め今後さらなる検討が必要である。

2. 韓春迎 (内モンゴル大学モンゴル学学院／神戸市外国語大学大学院特別研究学生)

「オイラト方言・ウリャンハイ下位方言の複数形について」

Han Chunying (School of Mongolian Studies, Inner Mongolia University / Graduate School, Kobe City University of Foreign Studies)

“A Study on Plural Forms of Uryangqai Subdialect in Oirat-Mongolian”

本発表では、新疆ウイグル自治区イリ・カザフ自治州の最北部に位置するアルタイ地区のウリャンハイモンゴル族によって話されるモンゴル語 (ウリャンハイ下位方言) における名詞と代名詞の複数形について、蒙古文語及び他のオイラト方言と対照しつつ検討する。用いるデータは、主に2016年7月16日～8月3日、2017年1月24日～2月23日、2017年8月24日～9月23日における現地調査で得られたものである。

はじめにウリャンハイモンゴル族とそのモンゴル語、先行研究、及び本発表で用いるデータなどを紹介する。

第1節ではウリャンハイ下位方言の名詞の複数形について記述する。ウリャンハイ下位方言の名詞複数語尾は *-med*, *-ner*, *-fʊd/-fʊed*, *-u:d ~ -d*, *-s* の6種であり、トルグート、ホシュート、チャハルといった他のオイラト方言に比べると音声的な単純化が見られるとともに、それぞれが接尾しうる名詞のカテゴリーも多少異なる。

第2節ではウリャンハイ下位方言の代名詞の複数形に関する考察を記述する。代名詞のうち人称代名詞、再帰代名詞、指示代名詞には数の範疇があるが、再帰代名詞には *bi:yen*, *bi:jen*, *bi:sen* という複数形がある。これらは他のオイラト方言や蒙古文語の形と全く異なり、中世蒙古語の *beye-yēn*, *beyes-iyēn* との関係を示唆するものである。

最後にウリャンハイ下位方言の名詞と代名詞の複数形が蒙古文語及び他のオイラト方言とどのような対応関係にあるかを表にまとめる。全体として見れば、ウリャンハイ下位方言の複数形は音声的に単純化されつつある段階にあり、その原因としては周辺言語との接触の影響が考えられる。

3. 青木隆浩 (東京外国語大学大学院博士後期課程)

「モンゴル語の条件節語尾 *-xad* と日本語の条件節語尾「～(する)と」の対照研究」

AOKI Takahiro (The Doctoral Program in Graduate School, Tokyo University of Foreign Studies)

“The Comparative Research on Mongolian Conditional *-Xad* and Japanese Conditional *-Suruto*”

本発表の目的は、「時間節」「条件節」を表すとされるモンゴル語の *-xAᠳ* (本稿では *-xAᠳ* の母音調和による異形態 *-xэд / -ход / -xөд* を、母音を大文字にした *-xAᠳ* で代表させて示す) が、どのような条

件の下で「時間節」を表し、どのような条件の下で「条件節」を表すのかを明らかにすることである。

モンゴル語の副動詞語尾 -xAд は Kullmann and Tserenpil (2008 : 315) によると、「～時に」(when, while) の意味を表すという。しかし、モンゴル文学の日本語訳などでは -xAд が「～(する)と」と訳されている例も多い。

しかし、-xAд がどのような条件の下で「時間節」を表し、どのような条件の下で「条件節」を表すのかについての先行研究は、現時点では管見の限り見当たらない。そこで、本発表ではまず、日本語の「～(する)と」の「時間節」「条件節」における統語的特徴、意味的分類について書かれた先行研究をまとめ、それに基づいてモンゴル文学から集めた -xAд の例文を分類した。扱うモンゴル語の例文は Ц. Дамдинсүрэн による作品 “Бух Гомбо” (1961年発表) から収集したもので、合計18例が得られた。

なお、本発表では豊田 (1979) に基づき、「時間節」を「時」と「発見」に分け、さらに「条件節」を「きっかけ」と呼ぶことにする。

モンゴル語の -xAд の例文を日本語の「～(する)と」の先行研究に基づき、前件の述語の特徴(継続を表す述語/継続を表さない述語)と後件の述語の特徴(意志的にコントロール可能な述語/意志的にコントロール不可能な述語)から、「時」「発見」「きっかけ」に分類した結果、以下の結論に至った。

後件の述語が意図的にコントロール不可能で、名詞・形容詞述語である場合には、前件の述語が継続を表すか否かに関係なく「発見」の意味となる。「発見」を除外した上で、前件の述語が継続を表す場合は「時」、継続を表さない場合は「きっかけ」と言える。

以上のことから、-xAд の「条件節」は、前件の述語が継続を表さず、後件の述語が1回の動作であることが判断基準となる。

第2部 総 会

1. 2017(平成29)年度収支報告を承認し、2018(平成30)年度予算案を審議のうえ、決定した。収支決算報告書と予算案は以下のとおり。

2017(平成29)年度収支決算報告書 (2017年4月1日～2018年3月31日)

収 入				支 出				
費目	予算	執行額	差額		費目	予算	執行額	差額
前年度繰越金	2,666,428	2,666,428	-	事業費	紀要製作費	400,000	437,400	37,400
					紀要発送費	100,000	20,518	-79,482
					会議費	80,000	84,816	4,816
学会費	800,000	855,000	55,000	事務費	通信費	60,000	40,766	-19,234
紀要売上金	60,000	48,300	-11,700		事務用品費	40,000	46,067	6,067
寄付金		941,176	941,176	人件費	謝金	250,000	154,000	-96,000
雑収入		0	-		交通費	30,000	0	-30,000
預貯金利息		12	12	その他	振込手数料		13,450	13,450
懇親会費残額		115,830	115,830		雑費		202	202
					来年度繰越金	2,566,428	3,829,527	1,263,099
合計	3,526,428	4,626,746	1,100,318		合計	3,526,428	4,626,746	1,100,318

2018 (平成30) 年度予算案
(2018年4月1日～2019年3月31日)

収 入				支 出				
費目	2017年度	2018年度	増減	費目	2017年度	2018年度	増減	
前年度繰越金	2,666,428	3,829,527	1,163,099	事業費	紀要製作費	400,000	440,000	40,000
					紀要発送費	100,000	100,000	0
					会議費	80,000	80,000	0
					国際モンゴル学 会アジア大会共 催費	-	150,000	150,000
					文献目録作成	-	100,000	100,000
学会費	800,000	800,000	0	事務費	通信費	60,000	60,000	0
紀要売上金	60,000	60,000	0		事務用品費	40,000	40,000	0
				人件費	謝金	250,000	180,000	-70,000
					交通費	30,000	30,000	0
				予備費	2,566,428	3,509,527	943,099	
合計	3,526,428	4,689,527	1,163,099	合計	3,526,428	4,689,527	1,163,099	

2. 役員人事 (新役員については後掲の「日本モンゴル学会役員 (五十音順、敬称略)」をごらんください。)
3. その他

第3部 講演と研究発表 (発表順、敬称略)

1. 黒龍 (大連民族大学民族史研究所)

『理藩院則例』研究の回顧と版本問題』

Heilong / Qaraluu (Institute of Ethnic History, Dalian Minzu University)

“Review of the Study of Li Fan Yuan Regulations and its Different Versions”

民族法は中国の法体系中の重要な組成部分であり、悠久の歴史と伝統を有する。清代には民族法の立法がかつてないほどに強力に進められ、その体系が完備するに至った。中でも『欽定理藩院則例』は、内容がもっとも詳細で、もっとも広範囲に適用され、機能がもっとも明確であった大型の民族行政法で、清代民族法の集大成といえるものであり、清朝の辺疆民族統治に重要な役割を果たした。ところが、種々の理由により、この法律に対する十分な研究は行われておらず、多くの問題が未解決のままに残されており、そのことが、関連する諸問題の研究にも影を落としている。本講演では、先学の業績を踏まえつつ、『理藩院則例』の研究状況を回顧し、版本の問題についても検討を加えた上で、既存の研究の不十分な点を以下のように指摘した。

第一に、嘉慶本『理藩院則例』マンジュ・モンゴル・漢文本は、もっとも早い版本で、後の諸版本の基礎となったにもかかわらず、先学の研究では利用されていない。そのため、従来の校注作業は、『理藩院則例』の内容の増減・調整の詳細な過程を反映できていない。第二に、清代の欽定書籍のマンジュ文本は、往々にしてモンゴル文・漢文本より詳細なことがあるが、『理藩院則例』の3種のマンジュ文本にはこれまで誰も手をつけておらず、マンジュ文本とモンゴル文・漢文本との比較研究も行っていない。第三に、先人は版本学的知識を軽視し、底本の性質・成立年代・所蔵元などの重要

な情報を明確にせず、そのために整理・校注作業の価値を大いに減じている。第四に、先学は『理藩院則例』諸本の編纂過程・版本流布状況・内容の淵源・言語的特徴等の諸問題に対して、系統的な検討を行っておらず、今に至るまで、『理藩院則例』に関する文献学的な比較研究と云うる成果は現れていない。第五に、これまで誰も、国内外のあらゆる『理藩院則例』マンジュ・モンゴル・漢文本の刊本・刻本・抄本・異本・残本、および関連する法律文献、『理藩院則例』に関する研究文献を網羅的に収集していない。こうした問題を生んだ主要な原因は、長期にわたって中国国内における文献資料の開放度が低かったことにあり、そのために、先学は関連文献を十分に掌握できず、研究を深化させることができなかったのである。同時に、『理藩院則例』の文献学的研究は難度が高く、マンジュ・モンゴル・漢の三種の文字・言語を使いこなせる歴史学者が数えるほどしかおらず、組織だった研究を全面的・系統的に展開しえなかったことも挙げられる。

しかし、いまや状況は大きく改善されつつある。中国の古籍の開放は日ごとに進み、『理藩院則例』や関連文献の閲覧・複写も容易になっている。マンジュ語・モンゴル語・漢語・英語・日本語・ロシア語等を使いこなす若手・中堅研究者が次々と現れ、複数の地域・国家にまたがる研究機関の間での共同研究に対する国の奨励も行われており、これらはみな、先人が手にすることのできなかった有利な条件である。

2. ウランバル／斉光 (復旦大学歴史地理研究センター)

「19世紀後半におけるアラシャン＝ホシュート旗兵の武器について」

Ulaanbars (Center for Historical Geography Research, Fudan University)

“The Weapons of Alashan Khoshut Banner’s Troops during the Late 19th Century”

本報告は、「アラシャン＝ホシュート旗ジャサク衙門档」にあったモンゴル文「光緒二十一年武器発給登記冊」を利用して、19世紀後半(1860-1896)におけるアラシャン＝ホシュート旗兵が使用した武器の数量・由来・種類を解明し、そしてこれら洋式武器が導入された歴史的背景を分析した上で、モンゴル史における「近代化」の意味を探求しようと試みるものである。

かつて17・18世紀、大清帝国の「西北雄藩」として、優れた機動力と野戦力で、大きな軍功を立てたアラシャン旗兵は、その後の「平和ボケ」で弱体化が進み、武器の更新は停止状態に陥っていた。そのため、1860年代に起きた「回民の乱」で、旗地に侵入され、多大な損害を受けることになった。にもかかわらず、外敵に対し、アラシャン旗の指導部は、徹底抗戦を実施し、積極的に応戦していった。アラシャン兵の旗地防衛には、西洋銃が大きな役割を果たしたのである。人数上、何十倍の「回匪」に圧倒されたアラシャン旗兵は、ただの騎馬軍団の突入では、抗戦はとうてい無理なことをいち早く察知し、1864年の段階ですでに銃砲申請を行なったが、結果的には無視された。その後、定遠營が包囲され、旗地が蹂躙されたことで、やっと神機營から西洋銃が発給され、それから匪賊を徐々に殲滅していった。また19世紀後半、大清帝国は神機營を通し、アラシャン旗に2回送った西洋銃は、そのほとんどが少し時代遅れの前装式滑腔銃やライフル銃だった。先進の後装銃はやはり帝国の主戦部隊に変貌した湘軍・淮軍・楚軍ら勇將に常用武器として配備されたのである。「乱」を体験したアラシャン旗は、事件後は自衛自強を目指し、軍制改革を実施し、兵隊の再編や常備体制を築いた一方、本旗の財力と人脈を利用して、各地から先進の後装銃も購入した。19世紀後半のアラシャン

旗は、困難を乗り越え、自衛自強を目指し、改革を実施したことで、20世紀に入ってからの歴史まで深く影響を及ぼすことになる。この角度から見れば、「回民の乱」は正にモンゴル近代史の始まり、少なくともその重要な一因になったことは間違いのないであろう。

第4部 研究発表（発表順、敬称略）

1. 斯琴巴特尔／SIQINBATEER（内モンゴル大学モンゴル学院）

「『綏遠旗志』の蒙漢対訳語彙「方言」について」

Sechenbaatar (School of Mongolian Studies, Inner Mongolia University)

“On the Mongolian-Chinese Vocabulary *Fangyan* Included in the *Suiyuan Qizhi*”

モンゴル語の辞典と言えは13世紀に遡ると見なされている。例えば、元朝至元年間のモンゴル語中国語の対訳語彙集としての「至元訳語」は最も古い文献の一つである。モンゴル語学界では明朝時代の『華夷訳語』、『盧龍塞略』の『訳部』等を一連の訳語系辞典と呼称している。20世紀初めに蒙漢対訳語彙集が地方の民話の記録として地方誌に搭載されることもあった。ここで紹介しようとする「方言」はその一例である。

『綏遠旗志』は清の光緒33年（1907）の秋に編集され、翌年の春に木版印刷された。その主な内容は10巻から成り立つ。第10巻には「方言」と名付けられる蒙漢対訳語彙集を収録した。「方言」には短い序章があり、その序章には「方言」を『綏遠旗志』に収録した理由が簡潔に記述されている。同類の語彙集と比べると、この「方言」のほうが語義の種類は一番多かったことがわかる。具体的に言うと、①天文、②時令、③数目……のように全部で40種類ある。「方言」には合計1,034個の語彙が収録された。

「方言」はモンゴル語－中国語の順に書かれ、言語順番という点においては、他の同類の語彙集の中国語－モンゴル語の順と異なる。中国語の表記という面では、『蒙古秘史』のような「小字」は用いられていないがゆえ、モンゴル語を詳細に記すことができなかつたわけである。書き損じたり、書洩らしたりしたこともある。

「方言」における表記方法は簡略に表記したものである。(1) 長母音と短母音を区別して表記せず、どちらも同じ中国語で記している。(2) 語頭の円唇母音「o」を殆どの場合、「鄂」という漢字で表記した。(3) 語頭の円唇母音「ö」を「額、恩」等の漢字で表記した。(4) 語頭の円唇母音「u, ü」を区別せずに「烏」という字で表記し、子音の後ろの円唇母音も区別して表記しなかつた。(5) 二重母音の /ai/ と /oi/ を殆どの場合、同じ /ai/ 母音を持つ漢字で表記した。(6) 語末に出る /n/ と /ŋ/ が確実に表記できている。(7) 音節末の子音をそれぞれ「布、克～格、木～穆～密、勒～力、斯、特～得、爾～日」等の漢字で表記している。(8) /l/ 音も /r/ 音も /l/ 音で始まる字、例えば「拉、頼、朗、勒、哩、立、力、林、楞、嚕、魯」などで表した。

序章の後ろの編集者名簿にある二人の一人は訳者として参加したトゥムド旗の都克爾紮布で、もう一人はチャハルの镶红旗の色普征額である。我々は「方言」の編集、表記の任務を自ら遂行したのはこの二人で、特に都克爾紮布が主な役割を果たしたと考えている。

「方言」は『綏遠旗志』に属するので、綏遠のモンゴル語方言に基づいていると思われるが、方言

という観点から言えば、オルドス、オラド、チャハルなどのモンゴル族によって話される方言もその範囲に含まれるはずである。筆者は蒙古文語を参考にしながら、トゥムド方言の特徴も反映させたと考えられる。

2. 山崎雅人 (大阪市立大学)

「モンゴル語における視覚動詞の試行相文法化用法の展開—日本語と朝鮮語との対照研究」

YAMAZAKI Masato (Professor, Osaka City University)

“The Functional Development in Grammaticalization of Visual Verb of Trial in the Mongolian Languages”

モンゴル語の視覚動詞 үзэх《見る》を視覚活動から試行の意味 -ж үзэх《～てみる》とする文法化は、日本語と朝鮮語にも見られる。本研究は、文法化の現象「漂白化」と「保持化」に着目し、同用法の特徴を「みる」と「보다」《見る》との対照研究に基づいて考察する。

視覚動詞の試行相文法化は、Heineの“the Bleaching model” ab>bでは、視覚活動をaとし、事態認識をbと表現でき、日朝両語と同じく多義性の動詞 үзэхも、試行の意味への展開で視覚活動の意味が消去 (=漂白化) されていると考える。

次の段階 ab>bcは、Heineの“the Loss-and-gain model”であり、試行相bに結果的なアスペクト・因果関係の強調cが付加される段階で、日本語「てみると」「てみれば」「てみたら」やモンゴル語 үзвэлや үзээдは、保持化により文の論理関係に結果評価の意味を含意していると考えられる。

①試行相助動詞

Япон хоолыг нь идэж үзнэ.

日本 料理を 食べてみる

②結果含意・因果関係強調

○結果含意 (意外性のある後件)

Тэр нь ам нь муу боловч явалцаж үзвэл овоо сайн хүн магадгүй.

彼は 口が 悪い が 付き合ってみると けっこう良い 人かもしれない

○因果関係強調 (論理的に期待される後件)

Очиж үзээд сайн мэджээ.

行ってみて よく分かった

こうした視覚動詞の試行相文法化用法は、ハルハ・モンゴル語以外でも、ブリヤート語、オルドス語、カルムイク語などのモンゴル語族の諸語などでも確認できる。

ブリヤート語

[26] bidie xəjɔr =in ɔdɔɔ orʔald-aad uz-jaa, ge-zʔai-na

1PL:NOM two =3:POSS now compete-CVB.PFV see-1.OPT say.that-PROG-PRS

ge-ne.

say.that-PRS

「今度はほくら二人が競走してみるよ」と言ったそうなの。

山越康裕 (2016) 「シネヘン・ブリヤート語テキスト (5) : 王様と役人になる二人の男の子」『北

3. 包苓春 (神戸大学大学院国際文化学研究所)

「ゴルロス前旗における土地売買の手続き—東部内モンゴルにおける蒙地開墾の一事例—」

BAO Lingchun (Graduate School of Intercultural Studies, Kobe University)

“The Procedure of Selling Land in South Forlos Banner: A Case of Problem of Opening Mongolian Area in Eastern Part of Inner Mongolia”

清朝はモンゴル地域に対して「封禁政策」をとっていたが、乾隆年間における「借地養民」政策やその後モンゴルの王公たちが「封禁政策」に違反して漢人を招き入れて土地を開墾させたりしたことによって、内モンゴルの旗内部に中国本土風の行政機構が設置され始めた。清末になると、清朝政府は「移民実辺」政策を実施し、多数の漢人農民をモンゴル諸旗へ移入した。ここから官主導の開墾が次々と開始され、漢人農民の流入と農地の拡大、そして府、庁、州、県など中国本土風の行政機構の設置が一気に進み、蒙旗との二重行政状態となる。中華民国期にも開墾が加速し、東北各省政府も墾務事業を引き続き行った。

満州国時代に入っても、この府、庁、州、県ができた開放蒙地では蒙旗側が依然として土地に対する徴租の権利を保持していたが、1938年にいわゆる「蒙地奉上」が実施されて、その権利が満州国政府に引き渡された。

発表者はこのような時代背景の下で、内モンゴルの旗内に中国本土風の行政機構ができるまでの具体的な過程を解明するために、現吉林省の乾安県を事例として検討した。乾安県地方は、もともとゴルロス前旗の土地であった。中華民国15(1926)年に吉林省の省長張作相が旗長チメドサムビルと協議した上で、ゴルロス前旗の西部を調査、測量して、漢人農民に払い下げ、1928年に中国本土風の行政機構(県)を設置して、官吏を置いて管轄したと言われてきた。発表者は本発表で主に、2017年9月に乾安県档案馆で自ら発見した一次公文書史料である「吉林勸放蒙荒総局招領章程」と1938年に満州国興安局によって作成された乾安県における実地調査報告書である『開放蒙地資料第1輯郭爾羅斯前旗開放蒙地調査報告書』などの資料を根拠として、乾安県の土地売却の具体的な手続きの実態、蒙租の取り方などの問題を検討した。

その結果、土地の払い下げ手順は以下の5つのステップからなっていたことがわかった。まず第1段階は、領戸(土地購入希望者)が購入したい土地を確認し、「放荒収佃処会計股」へ行って購入申請を出す。第2段階は、土地購入許可を得た後、「永衡官銀錢号」へ行って、地価などの各費用を支払う。第3段階は、「放荒収佃処会計股」に戻って土地台帳に登録すると同時に「領戸執票」を発行してもらう。第4段階は、「放荒収佃処票照股」で「荒地丈単」を受け取る。第5段階は、「執照」(土地所有証明書)を受け取る。以上5つのステップである。

続いて、払い下げた土地からの税金の取り方についても検討し、領戸が、ゴルロス前旗に報領面積の7割分の蒙租である1响あたり国幣3角7分8厘6を、乾安県公署に1响あたり国幣2角4分6厘を払っていたことがわかった。

最後に払い下げられた結果について検討し、大部分の土地を受け取ったのは一般漢人ではなく、東三省の官員や吉林省の官員、商人等であったことがわかった。今後もこのように、乾安県などの

地方で張作相らによって、吉林省内における権力基盤の確保や財源を増やす目的で、東部モンゴルの旗内の土地が開放されていった過程を解明していきたい。

第5部 研究発表 (発表順、敬称略)

1. 風戸真理 (北星学園大学短期大学部)、バトゥール・ソイルカム (Bagatumurch Co. Ltd.)

「移動する災害：モンゴル国東部の越境火災への行政対応より」

KAZATO Mari (Hokusei Gakuen University Junior College), Battur Soyollkham (Bagatumurch Co. Ltd.)

“Moving Disaster: A Study of Governmental Responses to Transboundary Fire in the Eastern Mongolia”

モンゴル国では気温が上昇し、融雪して乾燥が強まる春から夏にかけて森林・草原火災が毎年多発する。ロシアと森林が繋がる国境地域では、季節風によりロシアからの森林火災も移入する。2018年4月にはその煙が日本にPM2.5を運んだ。

本研究は、モンゴル国でみられる森林・草原火災の越境的な側面を、地方政府と中央政府の関係および火災対応に関わるステークホルダーの種類とその相互関係に注目し、ロシアと国境を接するドルノト県バヤンオール郡の事例により示した。依拠する調査は、2015年5月バヤンオール郡での観察と聞き取りと2017年8月ウランバートルの非常事態庁での聞き取りである。

その結果、越境火災への対応においては、①郡内、②国内、③国外との関係、の3レベルで葛藤がみられた。消火活動には地元の生業である牧畜の季節性と、自然・社会環境に関するローカルな知識が深く関与していた。具体的には、①郡内では、火の進行ルート上に居住したり畜舎を所有している人は消火活動をおこなったが、それ以外の人には出産期の家畜の世話に忙しく、消火活動への関心が低かった。②国内では、中央政府 (非常事態庁) が消火活動を主導し、都市から現場へ人員を派遣していた。これに対して地方の、とくに火の前線に位置する牧民は草地に防火帯を掘ったり、炎上する森林内で水をバケツリレーすると同時に、都市からの派遣者にローカルな自然・社会知識を伝え、かつ彼らの寝食の世話をするという二重の負担を負っていた。③国外との関係では、ドルノド県やスフバートル県の自治体長がロシアや中国の隣接自治体長と定期的な会合をおこない、国家レベルではモスクワで火災への共同対策が協議されていた。

これまでモンゴル災害研究は雪冷害 (ゾド) に焦点を当てて、移動や牧草備蓄をはじめとする遊牧的なレジリエンシーを指摘してきた。これに対して、火災はそれ自体が移動し、国境をも越えるため、消火という即時かつ積極的な対応が必要とされる。越境火災では、広い地理的範囲の多様な立場の人びとの共同が求められ、ときに利害が衝突することが示された。

2. 包宝海 (中国青海師範大学法学社会学学院副教授・東京外国語大学大学院総合国際学研究所特別研究員)

「内モンゴルにおけるトクトホの記憶と表象」

BAO BAOHAI (Associate professor, School of Law and Sociology, Qinghai Normal University;

Special Researcher, Graduate School of Global Studies, Tokyo University of Foreign Studies)

“Memory and Representation of Toytaqu in Inner Mongolia”

本報告は、「反開墾の英雄」とされるトクトホ (Toytaqu, 1863-1922, 漢語表記は陶克陶胡／陶克陶乎 [Tao Ke Tao Hu]) を事例として、内モンゴルにおける集合的記憶の動態を考察するものである。「集合的記憶」は、端的に言って、「集団の記憶 (mémoire du groupe)」なのである。つまり、「集団」というエージェントが、「過去」の出来事、客体、人物、さらに当の集団を巡って、「現在」において、「想起する」あるいは「思い出す」ところのイメージ、印象、感覚、そして、観念である」(大野道邦、2011: 90-100頁)。

トクトホは1907年から1910年まで、内モンゴル東部地域で、漢人の農地開墾に反対して武装蜂起を起こし、その後ロシアに避難し、1911年のモンゴルの独立運動にも関与した有名な人物である。

内モンゴルにおけるトクトホに関する先行研究や、各資料の記述では、トクトホが「開墾に反対し、清朝の統治階級と封建的勢力と戦った」という点で合意が見られるが、時代によって、「反開墾の英雄」、「匪賊」、「祖国の裏切り者」など、その評価も異なっている。一方、モンゴルにおける歴史叙述では、彼が「中国 (漢人) の圧迫と入植に反対し、モンゴル人の独立のために戦ったナショナリスト」と評価されている。従来のトクトホ研究は文書資料に基づいた実証主義的歴史研究とウリゲルト・ドー『トクトホ』を主な分析の対象とした文学的、芸術的研究がその多くを占めてきた。しかし、集合的記憶論の視点から、内モンゴルにおけるトクトホの記憶の根源や、その形成、受容と変容の過程は論じていない。

本報告では、トクトホに関する人びとの語りやウリゲルト・ドー、ホーリン・ウリゲルなどの口承文芸の分析を通じて、内モンゴルにおけるトクトホの「英雄の語り」の根源、集合的記憶の形成と変容を考察した。また、トクトホに関する文学作品や「トー・ローエの谷 (Tao Laoye-yin jilay-a)」などの記念空間を手かがりとして、内モンゴルにおけるトクトホの記憶と表象の問題を検討した。

3. アルタンバガナ／金壮 (千葉大学大学院人文公共学府博士後期課程)

「内モンゴル自治区における歌舞団による地域文化資源の活用と保全—赤峰市オンニユート・ホシヨーのウラーンムチルを事例に—」

T.Altanbagana (Graduate School of Humanities and Studies on Public Affairs, Chiba University)

“Utilization and Conservation of Regional Cultural Resources by the Art Troupe in Inner Mongolia Autonomous Region: A Case of the Art Troupe ‘Ulayan möčir’ in Ongniud Banner of Ulayan Qada City”

本発表では以下の目的を明らかにすることを試みた。一つは、内モンゴル自治区の地域社会形成において歌舞団が果たす役割である。もう一つは、内モンゴル自治区の歌舞団に活用されている地域文化資源の特徴である。

内モンゴルの歌舞団とは、1946年4月に内モンゴル自治区の元の主席であったウラーンフー (烏蘭夫) の指示によって設立された芸術歌舞団体のことを指す。歌舞団は、最初に文工団という名前であった。文工団は、文学と芸術工作団体の略称である。文工団をベースにウラーンムチル芸術歌舞団、モンゴル族青年合唱団、ウリゲル (物語)・モンゴル劇団などが発展した。本発表では、赤峰市

オンニュート・ホショー (翁牛特旗) のウラーンムチル芸術歌舞団を事例にした。

内モンゴルの歌舞団は主に二つの主題による公演を行う。一つは、政治宣伝であり、もう一つは、地域文化の特徴を備えた歌舞、芝居、漫才などである。本発表では、地域の文化である伝統、風俗、名勝が歌舞団のステージで演じられていることに注目し、その特徴について明らかにした。

例えば、ホルチン (通遼市) 地域のフレー・ホショーはアンダイ舞踊が有名である。そのため、2016年のフレー・ホショーのウラーンムチルの演目には「アンダイ郷情」、群舞の「真っ赤なアンダイ」があげられている。ホルチン左翼後旗では、砂漠のオアシスという大清溝があって、観光地として人気を博している。また宝の山と美称された双合爾山も古くから有名である。こうした地方の特徴を表した歌舞団のプログラムに「大清溝賛」や「双合爾山賛」などがある。ダルハン・ホショーのガーダー・メリンの民話も英雄歌として多くの歌舞団によって演じられている。

赤峰市のオンニュート地域には、考古学者によると1971年、大量のC型龍形の玉^{びよく}を発見したという。そのため、「龍はオンニュート・ホショーの象徴であり、ウラーンムチルは龍のプログラムを演じる事によって地方の特徴を保っている」とオンニュート・ウラーンムチルのウエン氏は語った。

閉会の辞 副会長

11月24日(土) 秋季大会 (於 神戸大学)

午前11時30分～午後12時30分

理事会 (於 神戸大学六甲台第二キャンパス瀧川記念学術交流会館1階レストラン)

議題 1. 役員人事

2. 2019年度の活動計画

3. 日本モンゴル学会のロゴマークについて

審議の結果、以下のロゴマークを採用することが承認された。



4. 国際モンゴル学会アジア大会(昭和女子大学) 報告

5. 大会運営委員会報告

6. 紀要編集委員会報告

7. その他

午後1時00分～午後5時25分

大 会 (於 神戸大学六甲台第二キャンパス瀧川記念学術交流会館2階)

開会の辞 会長

第1部 講演と研究発表(発表順、敬称略)

1. エルデネ・プレブジャブ(モンゴル科学アカデミー言語文学研究所)

「モンゴル語に入った外来語の使用の問題について」

Erdene PUREVJAV (Institute of Language and Literature, Mongolian Academy of Sciences)

“On the Usage of Foreign Words in Mongolian”

外国語から入った「借用語」(loan words)を現代モンゴル語で“гадаад үг”、“ормол үг”、“харь үг”、“зээллэг үг”、“зээлдмэл үг”と、意味・様態の区別をしつつ命名している。

モンゴル語の語彙のほとんどが遊牧民の生活、習慣、文化に関わることであるが、経済、貿易、文化、教育・科学の分野で西洋や東洋の多くの民族と深い関係を持ってきたため、外来語も少なくなく、これら外来語はモンゴル語の語彙数を増やしてきた。モンゴル語の語彙の約15%が外来語であり、口頭や文書で伝わってきたとみられるこれら外来語の大部分を新しい用語が占める。21世紀に入ってから、モンゴル語では外来語の使用が目立ち、勢いを増している。

1983年に出版された見出し語数18,000語の『モンゴル語文法』の第3章「外来語の書き方」では、「外来語の場合、モンゴル語の母音調和法、弱化母音法や消失母音法に従わない」としており、2018年6月出版の『モンゴル語文法辞典』では現在よく使われている外来語1,000語が収録され、世界の国名

や市名のキリル文字表記が新たに定められた。たとえば、デンマークの首都を“Копенгаген”、イランの首都を“Техран”、キューバの首都を“Хавана”、朝鮮民主主義人民共和国の首都を“Пёньян” (平壤) と書くように定めた。

現代モンゴル語の語彙要素に含まれる外来語を二つに分けてみることができる。第一に、今までに存在しないもの・現象と、まったく新しい対象を命名・記述した外国語に由来する語と術語は、モンゴル語の語彙を豊富にする。例えば、現在、モンゴル人はロシアの“шар айраг”を“пиво”、自国の“шар айраг”を“бийр” (beer)、中国の“шар айраг”を“пийжүү” (啤酒) [pijiu] と、意味を違えて命名するようになった。第二に、元々のモンゴル名があるにもかかわらず、外来語を重ねて連語・疊語として使うと、モンゴル語の語彙構成を混乱・汚染させ、ことばを理解しづらくさせる悪い面がある。言語の純粹的性質に、これは直接影響するとみられる。モンゴル言語文字学者は、かなり前よりモンゴル語に外国語の不必要な用語、誤った翻訳が流入することの害を警告してきた伝統を有する。

モンゴルの伝統、モンゴルの思惟方法、モンゴルの生活を継承し、母語を純粹に保つことにモンゴル人はみな努力しなければならない。それには各人が発語と書写物において用語を最も具体的かつ正しく選択して用い、学ぶ必要がある。本来のモンゴルの言葉とモンゴルの名称が存在しても、外来の余剰語を連ねて利用するならば、モンゴル語の語彙の伝統的構成を混乱・汚染し、日常会話を理解しにくくすることは疑いない。外来の用語を科学的な文体で正しく利用しなければ、モンゴル語の用語の原則を遠い子孫に失わせてしまうことになるかもしれないのである。

2. 角道正佳 (大阪大学名誉教授)

「モンゴル諸語の『生まれる』を表す表現」

KAKUDO Masayoshi (Professor Emeritus, Osaka University)

“Expression of ‘be born’ in Mongolic Languages”

モンゴル語ハルハ方言は自動詞 *tөрөх*「生まれる」／他動詞 *tөрүүлэх*「産む」という対立があり、格支配は主語 (主格) + 自動詞／主語 (主格) + 目的語 (対格) + 他動詞という形式になっているのに対し、甘粛省、青海省のモンゴル系言語ではそうっていない。モンゴル文語の *törö-* に対応する語を用いる言語 (土族語) がある一方、モンゴル文語の *ol-* に対応する語を用いる言語 (東部裕固語、保安語、東郷語) がある。土族語互助方言では *törö-* に対応する語が自動詞「生まれる」にも他動詞「産む」にも用いられる。土族語互助方言、民和方言とも自動詞「生まれる」の場合1, 2人称の主語は主格ではなく対格・与位格で表示される。これは *törö-* が他動詞として機能しているように見える。モンゴル文語の *ol-* に対応する語を用いる言語のうち東部裕固語と保安語は主語が斜格 (主格以外の格) で表示されるため、*ol-* が他動詞の機能を維持しているように見える。しかし東郷語では主語が主格で表示されるので、*ol-* は自動詞として機能している。「生まれる」を表す表現にはさらにモンゴル文語の *ire-* に対応する語や達斡尔語のようにモンゴル文語の *üjēgde-* に対応する語がある。

動作主 (産む人) をA、経験者 (産む人あるいはその関係者) をE、対照 (生まれる人) をOとすると、土族語互助方言では、Aが文中に存在する場合は、Aは普通名詞、代名詞を問わず主格、Oは普通名詞、代名詞を問わず対格である。Eが文中に存在する場合は、Eは普通名詞、代名詞を問わず与位

格、Oは普通名詞、代名詞を問わず主格である。AもEも文中に存在しない場合はOが一人称代名詞なら与位格・対格、Oが三人称代名詞なら対格、O(対照)が普通名詞なら主格・対格である。

3. アリルデイ・ボルマー (大谷大学大学院文学研究科)

「『菩提道次第大論』のモンゴル語訳とその翻訳方針について」

Arildii BURMAA (Doctoral Course, Graduate School of Letters, Otani University)

“The Principle of Translation and Mongolian Translation of ‘Lamrim Chenmo’ ”

本発表では、ツォンカパ(1357-1419)『菩提道次第大論』のモンゴル語訳の資料紹介と、チベット語原文とモンゴル語訳の比較から分かることを述べる。現在確認できる『菩提道次第大論』のモンゴル語訳5点を調査して、その訳者を確定し、翻訳の年代を推定した。

- (1) アルタンゲレル・ウバシ訳(1655)
- (2) ザヤ・パンディタの弟子であるダギ訳(1662-1670)
- (3) ウラドのメルゲン・ラブジャムバ訳(17世紀後半)
- (4) ツォンカパ全集訳(1749)
- (5) ガブチ・スティ訳(1812)

このうち、(4)は1749年に乾隆帝を施主として乾隆帝の師であったチャンキヤ・ホトクト3世(Icang skya rol pa'i rdo rje, 1717-1786)の監督の下に開版された北京版モンゴル語訳テンギユルに含まれるものである。チャンキヤは、テンギユルをモンゴル語に訳するにあたり、訳語を統一することを目的として正字法の本『メルゲド・ガラフィン・オロン(MGO)』(1742/Tib. dag yig mkhas pa'i 'byung gnas/Mo. merged yarqu-yin orun)を著した。しかし、それがテンギユルの翻訳全体に反映しているかどうかは疑問である。なぜなら、MGOとモンゴル語訳テンギユルの成立年代がそれほど変わらないからである。そこで、モンゴル語訳テンギユルに含まれるモンゴル語訳『菩提道次第大論』がMGOの規定を反映しているかを検討した。

現在のところ、『菩提道次第大論』のモンゴル語訳全体を閲覧できないものもあり、全ての翻訳がそろう最初の部分のみ比較を試みた。その結果、(4)は北京版モンゴル語訳テンギユルに含まれているが、その翻訳方針が定められたMGOに反映されていない可能性の方が高い、より(5)の方が単語レベルではMGOに反映されている可能性があるということが分かった。事実、MGOが作られた年代と北京版モンゴル語訳テンギユルが編集された年代は7年間しか違わない。莫大なツォンカパ全集を訳すには、それ以上の年数がかかっているはずである。したがって、その翻訳にはMGOの翻訳方針が反映されていないことの方が自然であると考えられる。

第2部 研究発表(発表順、敬称略)

1. ジャムスラン・オランゴア(モンゴル国立大学歴史研究学科終身教授)

「日本人が見たモンゴル(1945～1947年)」

Jamsran URANGUA (Sc.D, Tenured Professor, Department of History, National University of Mongolia)

“Mongolia through the Eyes of Japanese (1945-1947)”

第二次世界大戦終結後、ソ連経由で12,318名(モンゴル人民革命軍より連行された日本人は含まない)の日本人捕虜がモンゴルに抑留された。近年、新しい資料が発見され、モンゴルや日本で複数の研究成果が世にとわれ、日本人のモンゴル抑留が次第に明らかになってきた。しかし、抑留とその帰還をめぐるモンゴル・ソ連交渉や抑留者の嘆願活動などについては、あまり検討されておらず、研究課題として残されている。

本報告は、モンゴル諜報総局特別文書館とモンゴル外務省中央文書館、モンゴル国立中央文書館などの文書館の資料にもとづいて、第二次世界大戦終結後モンゴルに抑留された日本人を焦点に新たに検討することを目的とした。主に、モンゴルの国籍の取得を希望した日本人抑留者の史料や、抑留者がモンゴル政府におくった嘆願書、陳情書といった史料、「暁に祈る事件」と関わる史料などを紹介しながら、抑留者がどのようにモンゴル抑留を認識していたか、帰還をめぐる、国交関係をむすんでいない日本とモンゴルがどのように交渉したかなどについて分析をおこなった。

岩崎一郎のモンゴル残留希望の事例が示すように、モンゴルでも日本人抑留者に対して、『日本新聞』の回覧や『日本の敗戦について』といったドキュメンタリー映画の上映といったレベルの政治教育をおこなったことがわかる。また、抑留者の嘆願書や陳情書から、抑留の初期、各収容所の状況が厳しかったこと、各収容所では、軍人の場合、そのまま上下関係を維持し、民間人の場合は民団長、副団長、相談役などをもうけ、組織をつくりあげていたことが判明した。さらに「暁に祈る事件」の当事者池田重善が自分の潔白を証明しようと、1978年に在モンゴル日本大使館と交渉したこと、1980年に日本外務省を通してモンゴル外務省に対して自分とかわる書類の提供を求めたことなどを、はじめて明らかにすることができた。

さらに、日本人抑留者はモンゴルで50,534,526トグリグ相当の労働をしたが、モンゴル政府のかれらに対する出費は68,069,112トグリグに達した、という収支構造にもふれた。

2. ハスゴア／ハス高娃(神戸大学大学院国際文化学研究所)

「清末期内モンゴル、オルドス・ダラト旗東部の黄河河岸における土地問題—キリスト教聖母聖心会の宣教師が教会の土地を獲得できた要因—」

Qasyuwa (Graduate School of Intercultural Studies, Kobe University)

“The Troubles about the Eastern Lands along Yellow River in Ordos Dalad Banner during the Late Qing Dynasty: Factors which Missionaries of CICM (SCHEUT) could Obtain the Lands for Christian Churches”

清朝政府は、藩部であるモンゴルに対して「封禁政策」を行っていたが、旗長や盟長が、清朝の皇帝に上奏して請求すると開墾が許可されていた。本発表で扱うダラト旗は、道光年間から河套地方の土地や南部の郡王旗と接する土地を開墾していた。

光緒9(1883)年から、黄河の川筋が変わったことによって帰化城トゥメト旗との間で激しい土地争いが起り、綏遠城將軍、帰化城副都統、山西省巡撫も小作料目的で積極的に干渉していた。最後にチャハル都統の仲介で、争っていた70-80万畝の土地の6割を帰化城トゥメト旗に与え、4割をダラト旗に与えた。綏遠城將軍は軍事費のために使う土地を決める権限を獲得し、ダラト旗は、帰化城

トゥメト旗に与えた6割の土地から旗民を移住させなければならなくなった。

また、ダラト旗は、回民の反乱で被害を受けた旗民を救済するため、北東部の黄河沿いの土地を耕作させていた。その土地の分配を管旗章京タイジ・ブレントゥグスたちに任せたが、彼は、その権限を乱用して大量の土地を占有することになった。

旗長の未亡人である夫人サランロルマは、北東部の黄河沿いの土地を旗の財政用地とし、開墾したいと言い出して、タイジ・ブレントゥグスとの争いが始まった。タイジ・ブレントゥグスは、包頭鎮のYixingde舗子(商店)の漢人と結託して、旗の官員に賄賂を渡していた。理不尽を感じた夫人サランロルマは、仕方なくサラチ庁同知、綏遠城將軍たちに訴えた。この案件は、帰綏道員にも上訴されていた。

外国人宣教師と漢人農民たちは漢人農民Zhangruからバガノールの土地を買い取ったと主張したが、結局追い出され、後に、旗の官員に小作料を払って借りたと主張した。その後フランス領事館の干渉があった上、集まる漢人の人数も増加して、土地を容易に回収できなくなった。タイジ・ブレントゥグスはZhangruの息子であるZhangfuguiやキリスト教徒であるLi氏と契約を結び、バガノールの土地のみならず、それに連なるイフノールの土地も開墾させた。このような形で、ダラト旗の中に教会の土地が形成されていった。そして、そこに集まって来たのは放浪する漢人や回民たちであった。

第3部 研究発表(発表順、敬称略)

1. 湊邦生(高知大学地域協働学部)

「中国からの影響に対するモンゴル国一般市民の意識と関連要因：アジアン・バロメータ調査データの分析から」

MINATO Kunio (Faculty of Regional Collaboration, Kochi University)

“The Mongolian Attitude toward China and Its Factor: From Analyses of the Asian Barometer Survey Data”

モンゴル国(以下「モンゴル」)の人々が中国に対して抱く意識の把握は、近現代のモンゴル社会やナショナリズムを理解する上で重要である。特に、近年では一方でモンゴル・中国関係の全面的戦略的パートナーシップ格上げやモンゴルの対中国貿易依存といった結びつきの強化と、もう一方ではウルトラナショナリスト団体による中国国籍者への襲撃事件等の相反する動きが見られる。そのような中で、対中国意識の研究は徐々に現れているが、それらによる知見がモンゴルの一般の人々にどれだけ適用可能かは検証が必要である。そのような検証を可能とするのが、個票分析が可能な全国調査データの分析である。

そこで、発表者はモンゴルを含む東・東南アジアの国々や地域で実施された「アジアン・バロメータ」第3回・第4回データを用いて、中国からの自国に対する影響を人々がどう評価しているかについて分析を行った。結果の要点は以下の通りまとめられる。第1に、モンゴルでは中国への影響に対する否定的評価が他国・地域と比較して多いが、否定的評価がモンゴルより多い国・地域は存在しており、むしろモンゴルの反中国意識の特徴としては、異なる調査時点での一貫性が挙げられる。

第2に、自国の民主主義およびマクロ経済状況への評価が、中国からの影響と有意な正の関連を有している。つまり、人々にとって中国がどのような国であるかよりも、自国の政治・経済状況が、中国からの影響に対する評価を左右している。第3に、モンゴル・中国の関係が拡大する中で、第4回データの分析から、中国からの影響力をより強く認知する層ほど、むしろそのような影響力に否定的な評価を下すことが示されている。これについては、中国への反感・警戒感の蓄積を示すとの解釈も可能であり、これが妥当であれば、今後対中国関係拡大に対し、一般社会からのバックラッシュの発生も想定される。

2. 小林秀高 (拓殖大学北海道短期大学農学ビジネス学科)

「モンゴル国における議会選挙と大統領選挙の連関」

KOBAYASHI Hidetaka (Department of Agricultural Science and Business, Takushoku University Hokkaido College)

“Linkage Effects of Presidential and Parliamentary Election in Mongolia”

本報告は、モンゴル国において議会選挙制度の改革が大統領選挙に与えた影響を考察することが目的である。2017年に行われた大統領選挙は、民主党、人民党、人民革命党の3政党が大統領候補を擁立し票が分散した結果、モンゴル国の大統領選挙史上初めて第1回投票で当選者が決まらず第2回投票が行われた。これらの政党の合従連衡は議会選挙の選挙制度改革によりもたらされ、その結果が2017年度の大統領選挙における政党の行動につながったことを論じる。

分析は主に2つである。第1に、1992年～2008年、2016年の議会選挙において人民党が右肩下がりに得票率を低下させているにもかかわらず、多数代表制（小選挙区制もしくは完全連記制の大選挙区制）が人民党の議席にプレミアムを与えていたことと、その選挙制度の下で分裂していた民主党が候補を一本化していく過程を選挙結果のデータから論じる。また、投票率の低下は主に農村部で顕著で、都市部ではそれほど生じていないため、農村部を支持基盤とする人民党は不利に、都市部を支持基盤とする民主党にとっては有利に働くと考えられる。しかし、農村部に相対的に多くの議席が配分されている一票の格差があるため、小選挙区制が人民党にとって有利な制度となっている。この特徴が人民党と人民革命党の分裂を促進する要因となり、2017年選挙での大統領候補の分裂にもつながったと考えられる。

第2は、2013年と2017年大統領選挙の人民党と民主党の得票と、2017年選挙の1回目投票と2回目投票の得票の分析である。一貫して、ウランバートルでは民主党が高い得票を得ている一方で、農村部では人民党の得票が多いことが確認される。2017年では本来は人民党の支持基盤である農村部で、人民党と人民革命党が綺麗に票を分け合っている。2回目投票では、人民革命党が多数を取っていた地域の票が民主党に移行している。候補の分裂は人民党の票を分散させていることが確認される。同時に、ウランバートルへの人口集中と、ウランバートルでの民主党の支持率の高さは、全国を1選挙区とする大統領選挙での民主党の有利さへとつながっている。

3. 八木風輝 (総合研究大学院大学文化科学研究科博士後期課程)

「モンゴル国におけるカザフ音楽のアーカイブズ—バヤンウルギー県地方テレビ・ラジオ局

所管の「アルタンコル」の活動を中心に」

YAGI Fuki (School of Cultural and Social Studies, Graduate University for Advanced Studies)

“Audio-Archives of Kazakh Music in Mongolia: A Case Study of Archiving Activity of ‘Altyn Qor’ ,
Local Radio Station in Bayan-Ulgii”

本発表では、モンゴル国最西部バヤンウルギー県の地方テレビ・ラジオ局が所管するカザフ音楽アーカイブ「アルタンコル (Altyn Qor: メディアアーカイブの総称)」の活動について発表する。

社会主義期のモンゴル人民共和国では、記録保存の技術と制度がソ連から持ち込まれ、国内の各地域の芸能や音楽が保存・活用されてきた。例えば、エスニック・グループのオリアンハイが語る英雄叙事詩や地域毎の音楽が社会主義期に録音・保存・整理されてきた。

バヤンウルギー県はカザフ人が人口の約9割(約9万人)を占め、彼らはモンゴル国でハルハ人に次ぐ規模のエスニック・グループである。社会主義期、カザフ共和国(現カザフスタン)との結びつきが強かった。そのため、1950年代以降、バヤンウルギー県のカザフ人は楽器・楽譜・音楽家らの移動(住)を通じて、カザフ共和国のカザフ音楽を主流に演奏するようになった。

こうした背景の中で、バヤンウルギー県ラジオ局が制作するラジオ放送に用いる音源の保管を目的に、「アルタンコル」は1960年代後半に設立された。「アルタンコル」では、バヤンウルギー県に住む演奏者らの音楽が録音・保存された。3,000本を超える磁気テープにモンゴル語・カザフ語・ロシア語などの曲が収録されている。また、収録音源は、県で唯一のラジオ番組「トゴズ(9の意味:午後9時から放送)」内で現在も活用されている。2000年代後半から当県のラジオ・テレビ局にコンピューターが導入され、磁気テープで保管されてきた音源は、デジタル音源への移行作業により現在7割の音源がデジタル化されている。

本発表では、2018年の春から夏にかけて行った調査の結果に基づき、「アルタンコル」内の音源の内容と音源が収録されるに至った背景を説明する。その上で、「アルタンコル」が社会主義期から現在にかけてモンゴル国のカザフ音楽において果たした社会的な役割に関して考察したい。

閉会の辞 (副会長)

日本モンゴル学会会則

第1章 総 則

第1条 本会を日本モンゴル学会と称する。

第2条 本会はモンゴル研究の興隆と普及を図り、あわせて会員相互の親睦に資することを目的とする。

第3条 前条の目的達成のため、本会は次の事業を行う。

1. 海外の学術諸機関との学術協力及び交流
2. 定期刊行物及びその他出版物の刊行
3. 研究会その他会合の開催
4. その他、目的達成のための事業

第2章 会 員

第4条 本会の趣旨に賛同し、入会の申込みを行った者を会員とする。但し理事会の承認を必要とする。会員の会費は別に定める。

第5条 本会の会員を次の3種類とする。

1. 通常会員
2. 名誉会員
3. 賛助会員

第6条 会費1年分を前納せる者を以て通常会員とし、会費は別に定める。

第7条 名誉会員及び賛助会員は、理事会がこれを推挙する。

第8条 会員は定期刊行物の配付を受け、その他、本会の事業に参加することができる。

第9条 本会から退会する場合には、その旨本会に申し出るものとする。

第10条 次に掲げる各号に該当する時は、理事会は、その会員を本会から除名することができる。

但し、総会での追認を必要とする。

1. 会費を滞納した場合
2. 理事会が会員なることを不適と認めた場合

第3章 役 員

第11条 本会に次の役員を置き、役員は総会に於いて選出する。任期は2年とする。

1. 会長1名
2. 副会長3名
3. 理事25名程度
4. 監事2名

第4章 会 議

第12条 総会並びに理事会は会長がこれを召集する。

第13条 総会は少なくとも年1回開催する。また過半数の会員から希望のある場合には、臨時総会を開催する。

第14条 総会及び理事会はそれぞれ会員及び理事の過半数の出席を以て成立する。

第15条 総会及び理事会の議決はそれぞれ出席者の過半数を以てこれを決定する。

第5章 会 計

第16条 本会の経費は、会費及び寄付金、その他の収入を以ってこれにあてる。

- (付則)
1. この会則の変更は総会の議決を必要とする。
 2. 初回の役員は発起人会に於いて、これを選出する。
 3. 本会則は〔1971年〕1月23日より施行される。
 4. 1994年5月21日、春季総会で第3章の一部を変更した。
 5. 2002年5月18日、春季総会で一部（事務局設置場所規定を削除、理事定数の変更）改訂をした。

投 稿 規 定

(投 稿)

1. 投稿者は、原則として日本モンゴル学会会員に限る。
2. 原稿は、未発表のものに限る。二重投稿は、認めない。口頭発表は、この限りではない。
3. 投稿の締め切りは、毎年9月30日とする。
4. 投稿は、「完全原稿 (A4版、印字プリント3部)」と「完全原稿を保存したCDなどの電子媒体」で受付ける。
5. 投稿者は、表紙に、『日本モンゴル学会紀要投稿原稿』と記し、掲載区分(「論文」、「研究ノート」、「資料紹介」、「書評」、「翻訳」、「報告」、「その他」)の希望、氏名、所属(機関名・職位または学科名・課程名・学年)、連絡先(住所・機関所在地など郵便物を受領できる場所、郵便番号、電話番号、ファックス番号、メールアドレスなど)を記すこと。
6. 原則として「論文」等の連続号への掲載は認めない。ただし、「書評」「新刊紹介」「彙報」についてはこの限りではない。また編集委員会が「分載」を決定したのもこの限りではない。
7. 投稿は、事務局長宛とし、電子メールによる投稿の受付アドレスは別に定める。

(採否及び掲載)

8. 投稿原稿の採否は、専門研究者2名の審査を経て、編集委員会において決定し、投稿者に通知する。
9. 採用原稿を第5条記載のいずれの掲載区分で掲載するかは、編集委員会において決定する。
10. 採用原稿多数の場合、掲載を次号へ順延する場合がある。
11. 採否に関わらず、原則としてCDなど投稿原稿は返却しない。

(執筆要領)

12. 執筆要領は以下とする。
 - 1) 使用言語は、日本語、モンゴル語、英語のいずれかとする。
 - 2) 日本語の原稿は、横書きとし、1頁目に「表題、執筆者名、所属」を書き、次に英語の「表題、執筆者名、所属」を記す。次に、「目次」を記す。
 - 3) 要旨について、日本語・モンゴル語原稿では、最終頁に「英語の要旨(200 words程度)」をつけること。英語原稿では、最終頁に「日本語の要旨(800字程度)」をつけること。なお、英文要旨については、可能な限り、ネイティブチェックを受け、必要と認められる場合には、編集委員会の責任で英文校閲にかけ、実費を請求する。
 - 4) キーワードを日本語(モンゴル語)と英語でそれぞれ3～5語つけること。
 - 5) 原稿は、16,000字(日本語全角)以内とする。編集委員会は、短縮、分載を求めることがある。
 - 6) 原稿は、「1頁37行、1行44文字、フォントサイズ10.5ポイント」の書式で、印字し、また電子媒体に保存すること。

- 7) 図表の貼り付け場所のレイアウトは、印字プリントにその場所を朱書して明示すること。
- 8) 本文中の註記の箇所は、字末右肩に上付き文字で「1、2、……」のように、通し番号を挿入し、註は脚注とする。
- 9) 「参考文献」一覧は、本文末に「著者名」のアルファベット順、または五十音順に配列する。個々の文献の「著者名、論文名(書名)、出版社、発行年(出版年)など」の書式については、既刊号を参考として統一がとれた形式で記述するものとする。編集委員会において、表記の統一をはかるために文献の記載に修正を加えることがある。
- 10) 原稿を保存したCDなどの電子媒体の表面には、氏名、使用したワープロソフト名を記載すること。

(校 正)

13. 著者校正は、原則として初校のみとし、校正は誤字訂正にとどめ、原文の増減は認めない。再校以後は原則として編集委員会の責任とする。

(抜 刷)

14. 抜刷作成費用は自己負担とする。

(著作物の複製権・公衆送信権に関する覚書の送付)

15. 掲載に当たって、次頁に示す「著作物の複製権・公衆送信権に関する覚書」を必要とする。掲載が確定した時点で、本覚書を複写し、必要事項を記入した上で、編集委員会に送付すること。なお、本覚書は、「事務局からのお知らせ」にウェブアドレスを掲載している本学会ホームページから文面を入手して利用することもできる。

著作物の複製権・公衆送信権に関する覚書

日本モンゴル学会会長殿

『日本モンゴル学会紀要』第 号に掲載される下記の著作物の複製権と公衆送信権の行使を、
日本モンゴル学会会長に委託する件につき、著作権者として

同意します

同意しません

(どちらかを○で囲んで下さい)

20 年 月 日

氏 名：

(記名・捺印 もしくは署名)

原稿題目：

日本モンゴル学会 役員（五十音順、敬称略）

（2018年5月）

- 会 長 二木博史（東京外国語大学名誉教授）
- 副 会 長 栗林 均（東北大学名誉教授）
萩原 守（神戸大学）
宮本 拓（くらしき作陽大学）
- 理 事 赤江剛夫（岡山大学名誉教授）
宇野伸浩（広島修道大学）
岡田和行（東京外国語大学）
角道正佳（大阪大学名誉教授）
窪田新一（大正大学）
佐藤暢治（広島大学）
白石典之（新潟大学）
都馬バイカル（桜美林大学）
中見立夫（東京外国語大学名誉教授）
樋口康一（愛媛大学名誉教授）
藤井真湖（愛知淑徳大学）
船田善之（広島大学）
ブレンサイン（滋賀県立大学）
村岡 倫（龍谷大学）
柳澤 明（早稲田大学）
- 井上 治（鳥根県立大学）
岡 洋樹（東北大学）
尾崎孝宏（鹿児島大学）
金岡秀郎（国際教養大学）
小長谷有紀（国立民族学博物館）
島村一平（滋賀県立大学）
堤 一昭（大阪大学）
中嶋善輝（大阪大学）
中村 淳（駒澤大学）
広川佐保（新潟大学）
フスレ（昭和女子大学）
フフバートル（昭和女子大学）
松川 節（大谷大学）
守田秀則（岡山大学）
楊 海英（大野 旭）（静岡大学）
- 監 事 荒井幸康（北海道大学）
小宮山博（名古屋大学）
- 名誉会員 若松 寛（京都府立大学名誉教授）
橋本 勝（大阪外国語大学名誉教授）

JAPANESE ASSOCIATION FOR MONGOLIAN STUDIES

BOARD OF DIRECTORS (May 2018)

President: FUTAKI Hiroshi (Emeritus Professor, Tokyo University of Foreign Studies)
Vice-Presidents: KURIBAYASHI Hitoshi (Emeritus Professor, Tohoku University)
HAGIHARA Mamoru (Kobe University)
MIYAMOTO Taku (Kurashiki Sakuyo University)

Directors: AKAE Takeo (Emeritus Professor, Okayama University)
INOUE Osamu (The University of Shimane)
UNO Nobuhiro (Hiroshima Shudo University)
OKA Hiroki (Tohoku University)
OKADA Kazuyuki (Tokyo University of Foreign Studies)
OZAKI Takahiro (Kagoshima University)
KAKUDO Masayoshi (Emeritus Professor, Osaka University)
KANAOKA Hidero (Akita International University)
KUBOTA Shin'ichi (Taisho University)
KONAGAYA Yuki (National Institutes for the Humanities)
SATO Nobuharu (Hiroshima University)
SHIMAMURA Ippei (The University of Shiga Prefecture)
SHIRAIISHI Noriyuki (Niigata University)
TSUTSUMI Kazuaki (Osaka University)
TOBA Baigali (J. F. Oberlin University)
NAKASHIMA Yoshiteru (Osaka University)
NAKAMI Tatsuo (Emeritus Professor, Tokyo University of Foreign Studies)
NAKAMURA Jun (Komazawa University)
HIGUCHI Koichi (Emeritus Professor, Ehime University)
HIROKAWA Saho (Niigata University)
FUJII Mako (Aichi Shukutoku University)
HUSEL (Showa Women's University)
FUNADA Yoshiyuki (Hiroshima University)
HUHBATOR (Showa Women's University)
BURENSAIN (The University of Shiga Prefecture)
MATSUKAWA Takashi (Otani University)
MURAOKA Hitoshi (Ryukoku University)
MORITA Hidenori (Okayama University)
YANAGISAWA Akira (Waseda University)
YANG Haiying (OHNO Akira) (Shizuoka University)

Auditors: ARAI Yukiyasu (Hokkaido University)
KOMIYAMA Hiroshi (Nagoya University)

Honorary Members: WAKAMATSU Hiroshi (Emeritus Professor, Kyoto Prefectural University)
HASHIMOTO Masaru (Emeritus Professor, Osaka University of Foreign Studies)